

平成31年度

「南海トラフ地震に関する情報」発表時 および地震発生時の児童の登下校について

1 市域（名古屋市内）で震度5強以上の地震が発生した場合の措置

- (1) 在校中
 - ・ 授業をはじめとする教育活動を打ち切ります。保護者の方(保護者から依頼された方)は、学校へ迎えに来てください。
 - ・ 翌日以後、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業日とします。
- (2) 登下校中
 - ・ 登校中の場合は、原則として、そのまま登校させてください。その後、上記(1)に準じた措置をとります。
 - ・ 下校中の場合は、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとります。
- (3) 在宅時に発生した時
 - ・ 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。
- (4) 野外教育センター利用時
 - ・ 出発前に発生した場合は、出発をやめて、上記(1)の措置をとります。
 - ・ 出発後に発生した場合は、できるだけ確かな情報を集め、適切な措置をとります。
 - ・ 利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従います。
- (5) 修学旅行・その他の校外学習時
 - ・ 出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講じます。
 - ・ 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処します。

2 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の指導と措置

- (1) 在校時
児童に情報を伝え、状況によっては安全に避難させ、掌握します。
 - ① 情報が発表されたことを、すみやかに児童に伝えます。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせます。
 - ② 情報が発表されたことを、保護者に伝えます。
 - ③ すでに南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される場合等、状況によっては児童を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝えます。
 - ④ 状況によっては、児童等を保護者に引き渡す等により、帰宅させます。
- (2) 登下校中
次のことについて指導しておきます。
 - ① 登校中の場合は、原則として、そのまま登校します。登校したら在校時の指導に準じます。
 - ② 下校中の場合は、原則として、そのまま下校させます。下校後は、在宅時の指導に準じます。
- (3) 在宅時
次のことについて指導しておきます。ご家庭でも、ご確認ください。
 - ① 情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日ごろからの地震への備えの再確認をします。
 - ② 特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り、登校します。
- (4) 野外教育・修学旅行・その他の校外学習については、予定通り実施します。すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、予定を変更します。

※ このお知らせは、ご家庭の目に付きやすいところに、1年間掲示しておいてください。

※ 地震発生時の約束事について、ご家庭でも、お話し合ってください。

※ 新しい情報が発表されましたら、随時お知らせします。